

令和7年第1回 北海道議会定例会〔予算特別委員会・総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和7年3月13日（金）

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答弁者 財政局長、税務課長

| 質問要旨  | 答弁要旨   |
|---|--|
| <p><b>一 宿泊税について</b></p> <p><b>（一）徴収事務の手法と総務省の見解について</b></p> <p><b>（二）2種類の徴収方法について</b></p> <p>総務省のですね、同意の標準期間、これは3か月ということでございますけれども、昨年の12月11日の道議会での議決ですし、すぐに総務省に協議書を提出したと思えますから昨日で3か月ということになります。</p> <p>全国で初めて定額と定率の2種類の徴収方法について、課税対象者には非常に分かりづらいものとなります。説明を宿泊現場への丸投げだけでは混乱が想定されます。周知の方法と周知の効果をどのように考えられているのかお聞きします。</p> <p>先ほどの総務省のですね、返答はいつ頃なのかも併せてお聞きします。</p> <p><b>【再質問】</b></p> <p>条例ではですね、用途について具体例が全く示されておりません。金は徴収されるけど何の税金かわからないままです。どのような手法で周知するのでしょうか。</p> <p>基本フレームがありますけれども、全く抽象的であります。特定目的税としては非常にアバウトであり、宿泊税徴収者であるみなさんも説明できない税ということになってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>私たちは徴収するだけでは済まされません。理解できるような説明についてお聞きします。</p> | <p><b>（税務課長）</b></p> <p>総務省との協議等についてでございますけれども、地方税法に基づく協議に先立ちまして、事前に総務省に相談していた中では、道と市町村が調和のとれた制度としていただくことが一番、引き続き市町村と道とで協議を進めてほしいといった助言があったところであります。</p> <p>道では、先の第4回定例道議会において条例が成立した後、「法定外目的税新設協議書」を提出したところでありますが、法定外目的税の新設に係る総務大臣の同意の標準処理期間はおおむね3か月とされており、早期に同意が得られるよう、総務省からの質問に対し、道の考え方について丁寧かつ速やかに回答しているところであります。</p> <p>また、宿泊税制度の周知についてでございますけれども、総務大臣の同意が得られた後、宿泊税を徴収していただく宿泊事業者の皆様に対しましては、具体的な事務手続などをお示しするため、来年度の早い時期に振興局単位での説明会を開催するほか、道と同様に宿泊税を導入する市町村につきましては、道宿泊税を市町村宿泊税と併せて徴収することとなるため、市町村と連携した市町村単位の説明会を開催してまいります。</p> <p>また、宿泊事業者の皆様に対して、納税者となる宿泊者への説明ツールとして使用可能なリーフレット・ポスターなど周知用の広報資材を、来年度の夏頃から順次配布するなど、条例施行までの間に、宿泊税を徴収する際に混乱が生じず、納税者に対し、適正、公平な税負担を求めることができるよう、丁寧な制度の周知に努めてまいります。</p> <p><b>（税務課長）</b></p> <p>制度の周知についてであります。宿泊税の円滑な導入開始に向け、道民をはじめ、旅行者の皆様、宿泊事業者など関係の皆様を理解を深めていくことが必要であると考えておりますことから、道ではこれまで、道民の方々をはじめ、関係する皆様に向けて、導入の必要性や、施策の展開による効果などについて、ホームページや、広報紙やパブリックコメントなどを通じ、周知広報に努めてきたところでございます。</p> <p>道としましては、総務大臣の同意が得られた後、来年度の早い時期に市町村や宿泊事業者に対する説明会を開催するほか、空港や主要駅などの交通機関へのポスターの掲示をはじめ、新聞やウェブ、SNSなどを活用した周知のほか、宿泊施設における宿泊者への説明用にも使用可能なリーフレットを作成し配布するなど、幅広い手法により、効果的な周知に取り組んでまいります。</p> |

| 質 問 要 旨  | 答 弁 要 旨   |
|--|---|
| <p>全くわからないですね、具体的に理解ができない。だいたい条例にですね、中身が入っている訳ではないし、規則や細則もですね、私たちに示されている訳でないわけで、私たちが地元に戻れば説明を求められる訳ですけど、みなさんが説明できないものを何で私たちが説明できるんですか。</p> <p><b>(三) 今後の定率制の増加について</b></p> <p>俱知安町に続きまして留寿都村でも、そしてさらには、北広島市、苫小牧市もですね、定率制を検討中であります。宿泊代が値上がりすれば自動的に課税額も増えていく定率制は、一般的には理に適った徴収方法であります。今後とも増加していく可能性があるものと思いますが、道の認識についてお聞きします。</p> <p>今ですね、お話にあったように、定率制は宿泊料金の変化に応じた税収を確保できるということは道も認めている訳でございます。</p> <p>今後とも定率制を選択する自治体も増えてくると思いますけれども、どのように丁寧に協議を行うのかというのは、これはもう、俱知安町を見ただけでわかる訳でありますね。</p> <p>丁寧に協議ではなくて、それはもう、勝手にあんたたちはやりなさいよ、私たちが勝手にやるから、ということなのかなと思っています。ちょっと理解ができません。</p> <p><b>(四) 観光以外の道民から徴収する合理的な根拠について</b></p> <p>道民の中にはですね、観光以外で、やむを得なく道内の宿泊施設を利用しなければならない方がいます。それは、受験だったり、出張だったり、健康に関わる医療へのですね、来院、入院時の家族の付き添いなどです。宿泊税条例の第1条の「課税の根拠」、第21条の「宿泊税の使途」には該当はしない訳であります。これらの方々からも徴収する合理的な根拠についてお聞きをいたします。</p> <p>また、今後は、課外授業が地域スポーツクラブ等に移行した場合の各種大会への参加や、同じく文化活動及びスポーツ遠征は、宿泊税条例第4条の課税免除になるのかお考えをお聞きしたいと思います。</p> | <p><b>(税務課長)</b></p> <p>定率制を採用する市町村への対応についてであります。道では、先の第4回定例道議会におきまして、宿泊税条例が成立した後、市町村の検討状況に関する確認を行った中では、留寿都村から定率制による導入を目指す旨、回答を得たところであります。</p> <p>道宿泊税は段階的定額制の税率としておりますが、宿泊料金の上昇といった変化に応じた税収を確保できるなどの特徴があることから、市町村におきましては、定率制での導入を検討する場合も想定されるところであります。</p> <p>道としましては、先行して検討している俱知安町との協議内容も踏まえながら、今後、定率制による宿泊税を導入し、適用除外を求める市町村とは丁寧に協議を行う考えであります。</p> <p><b>(税務課長)</b></p> <p>課税の対象についてであります。宿泊目的に関わらず、宿泊者の受益という点で関連性が整理できる施策に税を充当するという原則的なルールを示しており、税の原則である公平性の観点も踏まえ、宿泊行為に課税をすることとしていることから、滞在期間に応じた受益があると考えられる長期宿泊者などに対しても、税をご負担いただくことになっております。</p> <p>また、これまでの検討経過や道議会でのご議論を踏まえ、スポーツ大会や合宿などにつきましては、課税免除の対象としておりませんが、交流人口の拡大を通じ、地域経済の活性化につながると考えていることから、宿泊税による使途の中で支援策を検討することとしており、具体的な個別事業のあり方につきましては、市町村や事業者との意見交換などを経て、宿泊税を充当する原則的なルールと照らし合わせ、地域の課題や実態を踏まえた施策展開となるよう担当部局において検討してまいります。</p> |

| 質 問 要 旨  | 答 弁 要 旨   |
|--|---|
| <p>これも全く理解ができませんね。<br/>           具体的な個別需要や、規則や細則などが決まってい<br/>           ない。つまり合理的な根拠がない中で、誰に理解してもら<br/>           うのでしょうかね。</p> <p>地域スポーツクラブでの大会、この出場はですね、学校<br/>           行事ではない訳でありますから、今のままで行くと、免除<br/>           にはならない訳であります。</p> <p>これから検討するというところでございますが、もう既に<br/>           ですね、ブレが出ている、この条例のブレが出ているとい<br/>           うことだろうと思っております。</p> <p>したがってですね、この条例というのはもう最初から、<br/>           もうそういう意味でいくと中身の詰まっていない条例だ<br/>           と思っております。大変残念であります。</p> <p>昨年12月に決定いたしましたけれども、もう既に綻<br/>           びが見えているということでございます。</p> <p><b>(五) 使途の格差について ※取り下げ</b></p> <p><b>(六) 新年度からの周知方法について</b><br/>           新年度からのですね、周知方法についても、これまでの<br/>           質問について解決していない課題も多く見受けられる訳<br/>           でありますけれど、一方、条例には1年3ヶ月以内に施行<br/>           しなければならないことが記載されております。道は1年<br/>           間の周知期間を準備したいとこれまで答弁しております<br/>           けれども、詳細で具体的な内容が示されなければ、説明も<br/>           周知も出来ません。</p> <p>いつから、どのような手法で周知を図り説明を行うのか<br/>           そのスケジュール感をお示し願いたいと思います。</p> <p>全く私はですね、このやりとりで理解ができていない訳<br/>           であります。申し訳ございませんけれども、後ほど申し<br/>           上げますけれども、<u>知事総括の方もお願いしたいというふ<br/>           うに思います。</u></p> | <p><b>(財政局長)</b><br/>           制度の周知についてでございますが、宿泊税の円滑な導<br/>           入開始に向けまして、道民の皆様をはじめ、旅行者の皆様、<br/>           宿泊事業者など関係の皆様のご理解を深めていただくこと<br/>           が必要であると考えておりますことから、道ではこれまで<br/>           で、道民の方々をはじめ、関係する皆様に向けまして、導<br/>           入の必要性や、施策の展開による効果などについて、ホー<br/>           ムページや、広報紙、パブリックコメントなどを通じ、周<br/>           知広報に取り組んできたところでございます。</p> <p>道といたしましては、総務大臣の同意が得られた後、来<br/>           年度の早い時期に市町村や宿泊事業者に対する説明会を<br/>           開催いたしますほか、空港や主要駅などの交通機関へのポ<br/>           スターの掲出をはじめ、新聞やウェブ、SNSなどを活用<br/>           した周知のほか、宿泊施設におけます宿泊者への説明用にも<br/>           使用可能なリーフレットを作成し配布するなど、幅広い<br/>           手法により、効果的な周知に取り組んでまいります。</p> |